

# 英国議会年表

平成 24 年 12 月 12 日

## マグナ・カルタ [1215年] [抜粋]

- 450 年頃      アングロ＝サクソン人がブリタニアへ移住して、民会の伝統を持ち込んだ。民会はゲルマン諸部族で行われていた長老や自由民の集会で部族の問題を直接民主制の体制で決めていた。彼らは血縁共同体を形成して、氏族会議（folk-moot）を開き、後に地縁共同体が形成されると州会（shire-moot）として存続した。
- 932 年      アングロ・サクソン時代に賢人会議（Witenagemot）が開かれ、後のイギリス議会に連なる。賢人会議は、王を中心に聖職者、貴族、従士などにより構成され、国王の選挙などの国事に参与した集会である。それが形式的にしても「同意による統治」（government by consent）がイングランド統治機構の伝統となった<sup>1</sup>。
- 1066 年      ノルマン・コンクエスト（Norman Conquest）。その後に国王の裁判所であるクリア・レギス（curia regis, King's Court）が設けられる。これは国王の直属封臣によって構成されたもので、大会議（commune consilium）と小会議があり、小会議は恒久的な政府機関となり、大会議は 13 世紀半ばからパラメント（parliamentum）と呼ばれるようになった。フランスにもパルルマン（parlement）はあったが、イギリスでは代議機関として発達していくのに対して、フランスでは裁判所としての性格を維持し続け、この機関とは別個に身分制議会として三部会が中世末期に発達した。
- 1100 年      ヘンリー I 世が即位。巡回裁判官の制度が始まった。
- 1207 年      ジョン王が 13 分の 1 税を徴収した。
- 1215 年      マグナ・カルタ 成立。ジョン王に対し、貴族の背後に全国民が整列して、国王を屈服させた。
- 1246 年      マシュー・パリが paliamentum の語を使用した。
- 1254 年      ヘンリー III 世が課税について相談するため各州から 2 人の騎士を召集。
- 1265 年      シモン・ド・モンフォールが国王ヘンリー III 世に反抗して州騎士や市民代表を集めて集会を開き、これが一般にはイギリス議会の始りとされている。13 世紀後半においては、騎士および市民という地方の中流階級の勢力が台頭し、国王、貴族、中流階級 3 勢力の絡み合いの中に、国王は中流階級の支持を求めてその代表をパラメントに召集した<sup>2</sup>。
- 1295 年      模範議会が開かれた。高級聖職者、一般聖職者、大貴族、州騎士、市民という当時の社会の身分制的構成を反映させていた。この時代の議会は地主＝名望家を基盤とする王政協賛型議会と規定することができる。

<sup>1</sup> 『イギリス議会史』 16 頁。

<sup>2</sup> 『イギリス議会史』 28 頁。

- 1322 年 庶民を加えた議会はヨーク法を可決し、その最後に「王及びその後継者の estate、王国及び人民の estate に関して決定されるべき事柄は、旧来の慣習に従い、議会において王により、高級聖職者、伯、男、および王国の庶民 (commonalty) の同意をもって、審議され許与され決定されるべきこと。」という条項があった。
- 1330 年頃 一般聖職者が議会を脱退して別に聖職者会議 (コンボケーション) を作り、また州騎士と市民が一緒になって、大貴族、高級聖職者とは別の会合を持つようになった。
- 1343 年 復活祭の議会の際、高級聖職者と貴族はウェストミンスターのホワイト・チェンバー (White Chamber) に集まり、騎士と市民はペインティッド・チェンバー (Painted Chamber) に集合して、王国の政務についてそれぞれ別個に協議した。二院制成立の過程において特記すべき事柄であった。このときはじめて国王に対して庶民 (騎士と市民) の助言を報告した者の名前 (Sir William Trussell) が議会の記録 (Rotuli parliamentorum-Rolls of the Parliament) に見えているが、これは後の庶民院議長の先駆者とみなすべきものである<sup>3</sup>。
- 1376 年 善良議会 (Good Parliament このとき庶民は黒太子の支援を得てランカスター公ジョン・オブ・ゴントの腐敗政治を攻撃し、多くの改革を行ったので、こう呼ばれた) において州騎士ピーター・ド・ラ・マール (Peter de la Mare) が庶民の指導者として活躍し、庶民院議長の役割を最初に明瞭に遂行したとされているが、議長の称号はまだ与えられなかった。
- 1377 年 州騎士トーマス・ハンガーフォード (Thomas Hungerford) が最初の正式な庶民院議長と称せられる。
- 1399 年 国王を激しく非難する法案を提出したことで貴族院で有罪とされた判決を庶民院の慣習に反するとの請願に基づいて覆したことにより、庶民院において討論の自由が尊重されるという先例ができた。
- 1400 年代 他国の身分制議会と違って、上院 (貴族院) と下院 (庶民院) の二院制の構成をとるようになった。また他国の身分制議会が、絶対主義時代に消滅、有名無実化したのに対し、イギリス議会はテューダー朝の絶対王政化においても存続し、国王ヘンリーVIII世に協力して議会立法を通して宗教改革を遂行し、聖俗両方の貴族の勢力が衰えたこともあって、下院の重要性が著しく増大した。
- 1414 年 ステュアート朝に入ると、下院は委員会制度の拡充を通して立法の主導権を枢密院から奪い、さらに国家主権の所在をめぐって王権との対立を深めた。庶民は、いかなる法律も彼らの同意なくして制定されないこと、庶民の請願に基づくいかなる法律も、彼らの要求と異なった法律が制定されることはないという保証を得た。

<sup>3</sup> 『イギリス議会史』39、40頁。

- 1450年 庶民が王の大官サフォーク公 (Duke of Suffolk) を貴族院に告発するという形で弾劾した。庶民院 (Commons House) という名称が明瞭に記録にあらわれる。
- 1455年 バラ戦争の時代 (1455~1485) になり、庶民の勢力は再び後退し、彼らの請願のうち法律になるのは半分くらいに低下した。
- 1510年 貴族院日誌 (House of Lords Journals) の印刷が始まる。3 読会が開かれるのが通例となる。
- 1515年 庶民院書記官が簡単な記録をつけるようになる。
- 1529年 宗教改革議会 (Reformation Parliament) が始まる (1536年まで)。
- 1534年 国王至上法 (Act of Supremacy 首長令) が成立し、王がイングランド教会の首長となった。
- 1536年 小修道院の解散が決定されて、所有していた財産が王に没収された。
- 1539年 大修道院の解散が決定されて、所有していた財産が王に没収された。歴大な土地財産を手に入れた国王はこれを売却し、新たに土地を購入した郷紳及び商人により地主=ジェントリー層はますます強化された。
- 1543年 庶民院はウェストミンスター宮殿内の聖スティーヴンの礼拝堂 (St. Stephen's Chapel) を会議場所とするようになる。
- 1553年 庶民院で表決の結果の数字が初めて記録された。
- 1580年 庶民院も庶民院日誌 (House of Commons Journals) を先例を探る典拠として利用する。
- 1584年 庶民院議員 460 名のうち、郷紳層に属する者 240 名、官吏 75 名、法律家 53 名であった。
- 1593年 庶民院は州選出議員 90 名に対し、都市選出議員 372 名からなっていた。
- 1596年 ピーター・ウェントワースが獄死した。エリザベス女王が自由な討論を禁圧する態度をとったのに反抗し、言論の自由を主張し、数回にわたって投獄されていた。
- 1604年 ジェイムズ I 世はハンプトン・コートでの会議で国教主義を堅持する方針を明らかにした。
- 1614年 議会側は特別関税の廃止を主張し、ジェイムズ I 世側は新たな供与金を求めて譲らず、1 法案も成立せず、無為議会 (Addled Parliament) と称せられた。
- 1621年 貴族院が日誌を検閲する委員会を任命した。
- 1621年頃 元来王の役人としての性格が強かった議長がいない方が自由に討論しやすかったこと、委員選任について不公平な点が多く、弊害が大きくなったことなどのため、全院委員会の制度が行われるようになった。
- 1624年 庶民院も日誌を検閲する委員会を任命した。  
独占権を付与する国王の大権を大幅に制限する法律を可決した。
- 1626年 王の寵臣バッキンガム公 (Duke of Buckingham) が失政の故に弾劾された。国王は悪を為し得ないものであるが故に、大臣が責任を負わなければならないとする大臣責任の原則が議会により主張された。

- 1628年6月7日 チャールズ I 世が権利請願を承認した。庶民院がクックやウェントワースの指導の下に王に提出し、王が承認しないうちは戦費を供与しない態度を堅持していた。
- 1629年 王が議会の協賛を経ないでトン税およびポンド税を徴収し続けたので、庶民院は騒ぎのうちにトン税およびポンド税などの決議を通過させたので、王の怒りを買って、国王と正面衝突した議会は解散となり、11年間全く召集されなかった。
- 1640年4月12日 スコットランドを鎮圧するための軍費に窮した王は、やむを得ず議会を召集したが、議会は国民の苦しみが是正されなければ王の要求に応じないとの態度をとったため、わずか3週間で5月に解散となり、短期議会（Short Parliament）と称せられた。
- 1640年11月3日 イングランド北部諸州はスコットランド軍に占領され、チャールズ I 世は万策尽きて、再び議会を招集した。この議会は1660年まで20年間にわたり存続し、長期議会（Long Parliament）と称せられた。
- 1641年2月 「3年議院法」を成立させて、3年以上議会を開かないではないことを定めた。
- 1641年5月 現在の議会在その自身同意なくして解散せしめられることのないことを議決した。船舶税その他議会の協賛なき課税も不法とされた。
- 1641年10月 庶民院は王の失政を列挙し改革の必要を強調した大抗議文（Grand Remonstrance）をめぐって討論を行い、その中に王は議会が信頼する人物を登用しなければならないとの主張や、教会制度の急進的な改革の提案が含まれていたため、激烈な論争が行われ、結局159対148で庶民院を通過した。こうして清教徒乃ち議会党と国教徒乃ち王党の対立が鮮明になった。
- 1642年1月4日 急進派の指導者であるピム、ハムデンら5議員を逮捕しようとして、王自ら兵を率いて庶民院議場に乗り込んだ。5議員はすでにロンドンのシティに隠れた後であったので、王は引き揚げざるを得なかった。議会はロンドン市に保護を求め、ロンドン民兵隊の護衛のもとに会議を続けた。
- 1642年1月10日 王はロンドンの王宮を脱出して、ヨーク（York）を本拠とした。
- 1642年3月 議会は「民兵法案」を可決し、王の裁可を経ない律令（Ordinance）として成立したこの法のもとに議会軍が組織された。
- 1642年6月 議会は「19カ条の提案」を発表し、政治、軍事、宗教上一切の権力を議会に収めることを要求した。
- 1642年8月22日 王はノッティンガム（Nottingham）に軍旗を掲げ、王と議会は武力をもって争うこととなった。
- 1642年10月 エッジヒルで議会軍が敗北した。
- 1643年9月 議会側は諸州連合の徴兵隊を組織し、またスコットランド人と厳粛な同盟と盟約（Solemn League and Covenant）を結んでイングランド教会を長老教会流に改組することを約して、スコットランド軍の援助を受けた。
- 1644年6月 議会側はマーストン・ムア（Marston Moor）に最初の勝利を獲得した。

- 1645年4月 議会は自禁令（Self-Denying Ordinance）を定め、両院議員が議会軍の指揮から手を引いて、有能な指揮官の手にゆだねることにした。議会軍はクロムウェル（Oliver Cromwell, 1599~1658）の範にならって新型軍（New Model Army）として再編成された。
- 1645年6月 議会軍はネイズビー（Naseby）の戦で王軍に対し決定的に勝利した。
- 1646年5月 王はスコットランド軍に投降して内乱は一応終わった。
- 1646年7月 議会側から、以後20年間議会が国民軍を支配し、王が長老教会制度を受容することを求めた「ニューカースル」提案が提出されたが、王が拒絶した。
- 1647年2月 王の長老制拒否に失望したスコットランド人は王をイングランド議会側に引き渡した。議会側では長老派（Presbyterians）が優勢であったが、軍隊内に独立組合教会制を主張する独立派（Independents）が次第に有力となり、兵卒の間にはさらに急進的な水平派（Levellers）の影響力が強くなった。
- 1648年8月 王がスコットランド人と密約を結び、イングランドに長老制を樹立することを約すると第2次内乱になり、プレストン（Preston）の戦で独立派の支配する軍はスコットランド軍を破り、王と長老派を完全に屈服させた。軍は提案要綱（Heads of the Proposals）を発表して、2年制議会、議席の公平な分配等により、議会の選挙民への従属を確保しようとした一層民主主義的な規定を含み、またあらゆる宗派の信仰の自由を確立しようとした。
- 1648年12月 プライド大佐（Colonel Pride）は軍の命令により議会の長老派議員約100名を議場から締め出し、約50名を逮捕した。
- 1649年1月20日 軍会議は現議会を速やかに解散し、公平な選挙区制と普通選挙権に基づき選挙された議会在が国家統治の最高権を委託されると共にこの議会の権力と雖も人民の基本的権利を侵害しえないことを明文で規定しようとした人民協定（Agreement of the People）を残部議会に提出した。しかし水平派が軍によって弾圧され、残部議会はこれを採択しなかった。
- 1649年1月30日 残存した主として独立派の議員約60名からなる残部議会（Rump Parliament）は、王を裁判する法廷の設立を可決し、王は裁判の結果処刑された。
- 1649年5月 残部議会は貴族院及び王制を廃止し、41名からなる国務院を選び、共和制の宣言が行われた。
- 1653年4月 軍とその統率者クロムウェルは残部議会を解散し、軍の権力が政治の表面に出てきた。王、貴族院、庶民院が姿を消した。
- 1653年7月 軍司令官クロムウェルは指名議会（Nominated Parliament）を召集した。軍将校会議によって選ばれたイングランド代表129名の外、初めてスコットランド代表5名、アイルランド代表6名が含まれた140名からなっていた。この議会の意図した急進的改革に脅威を感じた郷紳層その他の財産所有者的支配階級は、次第に王制的旧秩序の回復を望むようになっていった。
- 1653年12月 軍将校会議は統治章典（Instrument of Government）を制定し、1659年5月までイギリス国制史上唯一の成文憲法が施行された。護国卿（Lord

Protector) に最高統治権が与えられ、クロムウェルが推戴された。議会はイングランド代表 400 名、スコットランド及びアイルランド代表それぞれ 30 名からなり、少なくとも 3 年に 1 度召集され、5 ヶ月間は解散することができないことと定められていた。

- 1654 年 9 月 最初の議会が開かれ、議会の権能を拡大する修正や、諸宗派に対する寛容の制限、軍隊の削減などを主張してクロムウェルと衝突した。
- 1655 年 1 月 最初の議会が解散された。その後クロムウェルは議会なき専制政治を展開し、軍事独裁を行った。
- 1656 年 9 月 第 2 議会が召集されたが、460 名の議員中百数十名の反対派は除外された。第 2 議会は謙虚な請願と勧告 (Humble Petition and Advice) と題する憲法修正案を提出し、クロムウェルに王号を呈して制限王制の伝統に復帰しようとしたが、彼は王号を除いて受諾した。護国卿の指名した 40 名ないし 70 名の議員からなる第 2 院が設けられたが、第 2 会期で庶民院が第 2 院を攻撃し、クロムウェルは議会を解散した。
- 1658 年 9 月 クロムウェルが病死した。指名により息子のリチャード (Richard) が護国卿となった。
- 1659 年 5 月 リチャードが離反した軍に強要されて退任した。旧選挙区制に基づいて選出された議会も解散され、軍は残部議会を召集したが、これも軍と衝突して追放された。
- 1660 年 2 月 スコットランド軍司令官モンク (George Monk) が軍を率いてロンドンに入京した。
- 1660 年 3 月 モンクは追放されていた長老派議員を復活させた長期議会を解散した。
- 1660 年 4 月 旧制度に基づいて選出された仮議会 (Convention Parliament) で大陸に亡命中のチャールズ II 世が発表したブレダ宣言 (Declaration of Breda) を受容し、政府は国王、貴族院及び庶民院よりなることを決議して王政復古が成就した。
- 1660 年 5 月 チャールズ II 世が復位し王政復古、仮議会は正式の議会と宣言された。
- 1660 年 12 月 議会が解散された。
- 1661 年 5 月 新しい議会が召集され騎士議会 (Cavalier Parliament) と称せられた。貴族院は 168 人、庶民院は 513 人であった。騎士議会は都市の公吏を国教徒に限ろうとする都市自治体法 (Corporation Act) を制定した。財政法案についての庶民院の先議権や、これらの法案について貴族院に修正権がないことについての決議が行われた。
- 1662 年 8 月 騎士議会は牧師や教師に国教会祈禱書 (The Book of Common Prayer) の使用を強制する礼拝統一法 (Act of Uniformity) を制定した。反対した聖職者 2000 名以上が聖職禄を奪われて、非国教徒 (Nonconformists) となった。
- 1662 年 12 月 チャールズ II 世は信仰自由宣言 (Declaration of Indulgence) を発したが、1663 年 2 月には議会の反対により撤回せざるを得なかった。

- 1664年5月 騎士議会は非国教徒の集会を禁止する秘密集会法（Conventicle Act）を制定した。
- 1665年10月 騎士議会は非国教徒を都市から5マイル以遠に追放する5マイル法（Five-Mile Act）を制定した。  
財政問題について議会は支出充当（appropriation）の原則を主張し、英蘭戦争のため金を供与した際、その金が真にその目的のために充当されるべきことを決議した。
- 1667年 議会に最初の決算委員会が設けられたが、まだ庶民院議員は含まれていなかった。
- 1671年 財政法案についての庶民院の先議権や、これらの法案について貴族院に修正権がないことについての決議が行われた。
- 1672年 チャールズⅡ世は2回目の信仰自由宣言を発したが、翌年には議会の反対により撤回せざるを得なかった。
- 1673年 騎士議会は官職を国教徒に限る審査法（Test Act）を成立させた。
- 1677年 これまで国王の大権事項とされていた外交問題についても議会は差し出口をし、庶民院はフランスと対抗してオランダと同盟を結ぶことを王に要求した。庶民院は決議により中世以来それぞれの選挙区から議員に支払われていた手当を廃止した。
- 1678年 騎士議会は第2審査法を成立させてカトリック教徒が両院議員になる資格を奪った。財政法案についての庶民院の先議権や、これらの法案について貴族院に修正権がないことについての決議が行われた。フランスのルイ14世から駐英フランス大使を通じて多額の金が議会の反対党領袖に流されるなど議会の腐敗が目立ってきた。
- 1679年3月 シャフツベリの率いる地方党が勝利した選挙の後を受けて新議会が召集され、チャールズⅡ世の王弟でカトリック教徒であるヨーク公を王位継承の順序から排除しようとする王位継承排除法案（Exclusion Bill）を上程し207対128で庶民院の第2読会を通過した。王位継承排除法案をめぐる政争からトーリー、ホイッグ両党が誕生した。トーリー党は主として地方の地主＝郷紳層の支持を受け、国教会を擁護し、これに対してホイッグ党は都市の商工業者や非国教徒の支持を受けた。
- 1679年5月 王はヨーク公を救うため議会に閉会を命じた。閉会前に人身保護法（Habeas Corpus Act）が成立した。
- 1679年7月 王は議会を解散した。
- 1681年1月 王位継承排除法案は貴族院で63対30で敗れたため成立せず、議会は解散となった。
- 1681年3月 新たに召集された議会は、ホイッグ党の有力な拠点であるロンドンを避けて、伝統的な王党の拠点であるオックスフォードで開かれた。此の間に形勢が逆転してトーリー党が優勢になり、オックスフォード議会もわずか10日足らず

- で解散となり、以後チャールズⅡ世は 1685 年に亡くなるまで議会を召集しなかった。
- 1685 年 2 月 熱心なカトリック教徒であったヨーク公が王位を継いで、ジェームズⅡ世となった。
- 1685 年 5 月 王がカトリック教徒を官吏に登用するためテスト・アクト法の廃止を求めたのに対し、トーリー党が多数を占めていた議会はこれを拒絶した。
- 1685 年 11 月 王は議会に閉会を命じた。
- 1687 年 4 月 信仰自由宣言が発せられ、カトリック教徒と非国教徒に対する差別待遇を規定した法律の効力が停止された。
- 1687 年 7 月 議会は解散された。
- 1688 年 4 月 第 2 次信仰自由宣言が発せられ、聖職者はすべて教会でこれを読むことを命ぜられた。
- 1688 年 11 月 ホイッグ・トーリー両党の指導者とロンドン主教ら 7 人は、新教徒であるジェームズⅠ世の娘メアリの夫オランダのオレンジ公ウィリアム (William) に招請状を送り、ウィリアムはこれに応えて兵を率いて、ロンドンに入った。国民は自由な議会と新教の信仰を標榜してウィリアムに味方し、万策尽きたジェームズⅡ世はフランスに逃亡し、名誉革命 (Glorious Revolution) が達成された。
- 1689 年 1 月 ウィリアムは仮議会 (Convention Parliament) を召集した。
- 1689 年 2 月 13 日 仮議会はジェームズ王が統治権を放棄したことを認め、ウィリアム及びメア리를イギリス国王及び女王に推戴し、同時に権利宣言 (Declaration of Rights) を提出し、承認させた。
- 1689 年 12 月 仮議会は王の名により正式の議会と認められ、権利宣言をもとに「臣民の権利及び自由を宣言し王位継承を定める法律」を成立させた。これが権利章典 (Bill of Rights) と呼ばれている。名誉革命を法的に確認した権利章典は、議会主権の基礎を固め、さらに王位継承すらも議会の立法によって規定した。
- 1707 年 イングランド王国とスコットランド王国が合同して、グレート・ブリテン王国が成立した。
- 1714 年 ハノーバー朝の時代になると、議会と内閣と行政府をつなぐものとして首相が出現し、王に対してよりは議会に対して責任を負う責任内閣制度も着々整備された。
- 1716 年 庶民院の最大任期を 7 年と定めた 7 年議院法が成立。
- 1727 年 ジョージⅡ世が即位し、国王の閣議不出席が慣例として確立された。ホイッグ党首領のウォルポール (Sir Robert Walpole) が閣議を主宰し、内閣の権力を確立したが、近代的内閣制度が確立されるにはなお遠かった。
- 1742 年 議会の信任を確保しえないという理由でウォルポール内閣が辞職した。近代的な責任内閣制発達の上で重要な先例となった。弾劾や流血等によって政権の交替をはかるのではなく、議会の多数の意思によって内閣の更迭が行われる情勢となった。

- 1760年 ジョージⅢ世が即位して、次第に王権を回復し、自己の意のままに内閣を組織した。
- 1761年 33年間庶民院議長の地位にあったオンスロー(Arthur Onslow, 1691~1768)が退職した際、議長の地位を高めるために果たした功績に報いるために年金を与えることを議決し、その後の議長に対する先例となった。
- 1780年 庶民院はダニング(John Dunning)議員の提出した「王のインフルエンスが増大しつつあるから、これを抑えなくてはならない」という決議案を成立させた。
- 1782年 エドモンド・バーク(Edmund Burke)らが提出した財政改革法案が成立して、多くの官職が廃止され、年金や機密費も大幅に削減されて、王の議員操縦の手段が弱められた。
- 1783年12月 ピット(William Pitt, the Younger, 1759~1806)が内閣を組織した。
- 1784年3月 議会が解散、その後の選挙でピットは絶対多数を獲得し、首相の強力な指導権の下に内閣の一体性が確立された。
- 1801年 グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国成立。貴族院はホワイト・ホールが会合場所となった。
- 1832年 第1次選挙法改正。議席の再配分により、腐敗選挙区が姿を消した。また選挙資格が拡大されて、有権者は81万3000人になったが、これでも総人口の約3%に過ぎなかった。これ以後内閣が庶民院に対して、またこれを通じて選挙民に対して責任を負うという責任内閣制が確立されてきた。  
トーリー党はピールの指導の下で保守党として再編成された。
- 1834年 貴族院の会合場所のホワイト・ホールが火事で焼失。
- 1836年 表決の方法について、賛成者と不賛成者が議場外に出て、それぞれの表決者控廊下(division lobby)に入るという現在の方法が行われるようになる。
- 1846年 保守党は自由貿易派と保護貿易派に分裂し、ピールの率いる自由貿易派は自由党に吸収された。
- 1865年 ホイッグ党はグラッドストーンが指導権を掌握して、自由党として名実ともに自由主義政党となった。
- 1867年8月 第2次選挙法改正。選挙資格が大幅に拡大された。この結果有権者数は約135万人から約250万人に増加した。総人口の約8パーセントが選挙権を得た。
- 1872年 秘密投票制の実施。
- 1882年 議事手続の改革が行われ、議長が討論終局の動議を発議できるようにしたり、議員の緊急延会動議の権利を制限できるようにした。
- 1883年 腐敗及び不法行為防止法成立。
- 1884年12月 第3次選挙法改正。選挙資格が取り残されていた農業労働者と鉱山労働者についても拡大されて、総人口の約12~13%が選挙権を得た。
- 1885年 議席再配分法によって2名を選出する27選挙区を例外として、他のすべてに一人区制が導入された。

- 1887年 議事手続の改革で討論終局の動議の発議権が議長だけでなく議員にも与えられた。
- 1900年 ロンドンで労働者階級代表者協議会が開かれ、その結果、労働者代表委員会が創立された。これが実質的な労働党の誕生であった。
- 1906年 総選挙で 29 名を当選させた労働者代表委員会は、労働党の名称を採用して名実ともに庶民院の一大勢力になった。
- 1911年 国会法によって下院の上院に対する優位が最終的に確認された。貴族院には財政法案を否決または修正する権限のないこと、公法律案については庶民院を 3 期連続して通過した場合は、貴族院の承認がなくても法律として成立すること、庶民院の最大任期を 5 年に短縮することなどを定めていた。
- 1912年 庶民院は議員に歳費を支給することになった。
- 1918年 2月 選挙法が改正されて、婦人参政権が認められ、あらゆる成年男子に選挙権が認められた。これにより有権者数は約 835 万人から約 2139 万人になり、そのうち約 600 万人が婦人有権者であった。
- 1924年 1月 マクドナルド (James Ramsay MacDonald) 首相のもとで最初の労働党内閣が成立した。
- 1928年 男女平等の選挙権による成年男女普通選挙制が行われるようになり、新たに約 600 万人の有権者が加えられて有権者数は約 2885 万人になった。議会主権は国民主権の実質をもつに至った。
- 1937年 影の内閣を率いる反対党の党首に国家から俸給が支払われるようになった。
- 1945年 総選挙の結果、労働党が初めて絶対多数を制してアトリー内閣が成立した。
- 1948年 国民代表法により、複票制が全廃され、小選挙区制が徹底された。
- 1958年 4月 貴族院に出席しかつ表決に加わる権利を伴う一代貴族創設のための措置に関する法律が成立した。
- 1963年 貴族法が成立し、貴族に爵位放棄権を認めた。
- 1969年 有権者の年齢が 21 歳以上から 18 歳以上に引き下げられた。
- 1971年 10月 28日 庶民院は EC 加盟を 356 対 244 の大差で承認した。
- 1975年 6月 5日 国民投票の結果、賛成 67.2%、反対 32.8%で EC 残留を決定した。
- 1999年 貴族院改革については、第 1 次改革としての 1999 年貴族院法が、世襲貴族の議席を剥奪した結果(妥協として世襲貴族 750 人中 92 人残存)、世襲貴族 92 人、一代貴族(首相が任命)577 人、聖職貴族 26 人からなる貴族院となった<sup>4</sup>。
- 2005年 憲法改革法が制定され、貴族院の一委員会として存在していた司法府の最上級審を立法府としての貴族院から切り離し、最高裁判所を設置した。裁判所としての貴族院はウェストミンスター議会の建物内にあったが、最高裁判所は別の建物に入り、独立性が明確にされた<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 『新解説世界憲法集第 2 版』 24 頁。

<sup>5</sup> 同上。

## 資料

マグナ・カルタ [1215年] [抜粋]

Magna Carta

### 第12条 [一般評議会の同意による課税]

いかなる楯金または援助金も、朕の王国の一般評議会による他は、朕の王国においては課されないものとする。但し、朕の身代金を支払うため、朕の長男を騎士とするため、又は朕の長女を初めて嫁がせるために課せられるものはこの限りでなく、またこれらのためであっても、合理的な援助金しか課されないものとする。ロンドン市からの援助金についても、同様に行われるものとする。

(12) No scutage or aid may be levied in our kingdom without its general consent, unless it is for the ransom of our person, to make our eldest son a knight, and (once) to marry our eldest daughter. For these purposes only a reasonable aid may be levied. Aids from the city of London are to be treated similarly.

### 第14条 [一般評議会の召集]

また、前記の三つの場合以外の援助金の賦課又は楯金の賦課に関し、王国の一般評議会を開催するためには、朕は、大司教、司教、修道院長、伯、大バロンたちが各別々に朕の書状により召集されるように手配する。またさらに、朕は、朕より直接に封を受けているすべての者が、州長官及び代官によって、総体として召集されるように手配する。召集は定められた日に、すなわち少なくとも召集後40日の期間を置き、定められた場所において行われるものとする。また朕は、前述の召集に関するすべての書状に召集理由を明示する。そして召集がこのようにしてなされた場合は、召集されている者すべてが集まらなくても、議事は、定められた日に出席した者の助言に従って進行するものとする。

(14) To obtain the general consent of the realm for the assessment of an aid – except in the three cases specified above – or a scutage, we will cause the archbishops, bishops, abbots, earls, and greater barons to be summoned individually by letter. To those who hold lands directly of us we will cause a general summons to be issued, through the sheriffs and other officials, to come together on a fixed day (of which at least forty days notice shall be given) and at a fixed place. In all letters of summons, the cause of the summons will be stated. When a summons has been issued, the business appointed for the day shall go forward in accordance with the resolution of those present, even if not all those who were summoned have appeared.

『解説世界憲法集第4版』 p17~p20

英訳文：[http://www.bl.uk/treasures/magnacarta/shockwave/magna\\_carta\\_broadband.htm](http://www.bl.uk/treasures/magnacarta/shockwave/magna_carta_broadband.htm)

## 参考資料

中村英勝『イギリス議会史 [新版]』(1977年)

樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集第4版』(2001年)

初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集第2版』(2009年)

ブリタニカ国際大百科事典

